



自転車の一定の交通違反に

青切符が導入されます

自転車を利用する皆さん

令和 8 年 4 月 1 日から

対象年齢 16 歳 以上

自転車をはじめとする軽車両の一定の交通違反は、交通反則通告制度を適用する「道路交通法の一部を改正する法律」が令和 8 年 4 月 1 日から施行され、自転車の一定の交通違反で検挙された後の手続きが大きく変わります。

「交通反則通告制度」いわゆる「青切符」が導入されます。

対象
車両

自転車

対象となる行為 113 種類

■ 通行区分違反
(右側通行)



■ 通行区分違反
(歩道通行)



■ 遮断踏切立入り



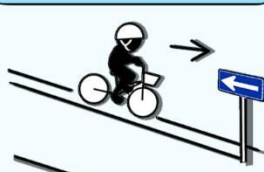
■ 並進



■ 通行禁止違反
(進入禁止)



■ 通行禁止違反
(一方通行)



■ 信号無視



■ 携帯電話使用等



■ 指定場所一時不停止



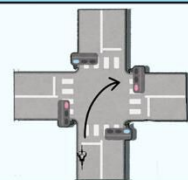
■ 公安委員会遵守事項違反
(傘さし運転)



■ 公安委員会遵守事項違反
(周りの音が聞こえない)



■ 交差点右左折方法違反



などがあります。

反則金額は原付バイクと同等

酒気帯び運転等の悪質な違反については、往來どおり、刑事処分の対象となります。

▶▶その他不明な点は、警察庁交通局がホームページに掲載している「自転車ルールブック」をご参照ください。

また、福岡県警察では、ホームページにおいて自転車の交通ルールが学べる「自転車の学校」を掲載していますので、ぜひご確認ください！



福岡県警察

自転車は車両の仲間です